

資産運用セットプラン 商品概要説明書

(株)清水銀行
(平成 30 年 12 月 3 日 現在)

1. 取扱期間	平成 30 年 12 月 3 日(月)～平成 31 年 5 月 31 日(金) ※お取扱期間中でも予定総額に達した場合は、お取扱いを終了させていただくことがございます。
2. 商品名	資産運用セットプラン
3. プラン名	投資信託プラン
4. 取扱予定総額	30 億円
5. 販売対象	投資信託プラン 期間中、投資信託を 50 万円以上(手数料込み)お申込みいただいた個人の方
6. 預入期間	6 ヶ月(自動継続扱い、元加式または利払式)
7. 預入単位	50 万円以上(1 円単位)
8. 預入方法	通帳式(総合口座通帳・定期預金通帳)のみ
9. 商品内容	自由金利型定期預金(M型) <以下「スーパー定期」という>期間 6 ヶ月の自動継続扱いに準じた取扱いとなります。
10. 適用金利	本商品の適用金利は、お預入れ時のスーパー定期の店頭表示利率に以下の金利が上乗せとなります。 投資信託プラン: <u>十年 0.30%</u> ※金利上乗せ期間は、お預入れ時から初回満期日までの当初預入期間のみとさせていただきます。 ※満期日以後の適用金利は、書替継続時のスーパー定期(期間 6 ヶ月もの)の店頭表示利率とさせていただきます。
11. 適用条件	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託のお申込金額の 2 倍を上限といたします。 投資信託をお申込みいただいた日から 1 ヶ月以内のお預入れを対象とさせていただきます。 期間中に満期到来する定期預金からの預け替えも可能です。
12. 利息	<p>①利払方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。 <p>②計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。 <p>③課税方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。
13. 手数料	不要です。
14. 金利情報の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。

資産運用セットプラン 商品概要説明書

(株)清水銀行
(平成 30 年 12 月 3 日 現在)

15. 中途解約	<p>満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および満期日前解約利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。 ※満期日前解約利率は解約日における普通預金利率とします。</p>
16. 投資商品のリスクについて	<p>〈投資信託について〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投資信託へのご投資では、商品ごとに定められた手数料等（お申込金額に対して最大 3.24%（税込）のお申込手数料（購入時手数料）、純資産総額に対して最大年率 2.376%（税込）の運用管理費用（信託報酬）、その他運用に係る費用等、換金時基準価額に対して最大 0.5%の信託財産留保額の合計）をご負担いただきます。（上記最大料率は平成 29 年 11 月 24 日現在のものです） ② 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況の変化を原因として損失が生じ、元本を割込むおそれがあります。 ③ クローズド期間が設けられている商品については、クローズド期間中は換金できません。 ④ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ⑤ 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託を購入のお客さまが負うこととなります。 ⑥ 投資信託の募集・申込等のお取扱いは当行、設定・運用は各運用会社が行います。 ⑦ 商品ごとに手数料等およびリスクは異なります。各商品の詳細につきましては、当行投資信託取扱店窓口にご用意している最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。 <p>株式会社清水銀行（登録金融機関）東海財務局長（登金）第 6 号 加入協会：日本証券業協会</p>
17. 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、ATMおよびインターネットバンキングでのお取扱いはしていません。 ・本商品は預金保険制度の対象となります。 ※預金保険制度では、お一人様あたり「決済用預金の全額」および「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本 1,000 万円までとその利息」が保護の対象となります。 ・金利情勢等に伴い、今後予告なく商品内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございます。 ・総合口座通帳へお預入れいただいた定期預金は総合口座の担保とすることができます。 ※担保となる定期預金の合計額の 90%（1,000 円未満は切捨てます）または、300 万円のうちいずれか少ない金額が当座貸越の範囲内となります。 ※貸越利率は担保となる定期預金の預入利率（上乗せ金利を考慮したお預入れ時の利率（＝約定利率））に 0.5%上乗せした利率となります。
18. 契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>